

インフルエンザ発熱期間と出席開始日の目安 (小学生以上)

	第 0 日	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
2 日間 発熱	発症 熱あり 出席停止	熱 あり	平熱に 戻る 解熱日	平熱 1 日目	平熱 2 日目	平熱 3 日目	可能日 登校			
3 日間 発熱	発症 熱あり 出席停止	熱 あり	熱 あり	平熱に 戻る 解熱日	平熱 1 日目	平熱 2 日目	可能日 登校			
4 日間 発熱	発症 熱あり 出席停止	熱 あり	熱 あり	熱 あり	平熱に 戻る 解熱日	平熱 1 日目	平熱 2 日目	可能日 登校		
5 日間 発熱	発症 熱あり 出席停止	熱 あり	熱 あり	熱 あり	熱 あり	平熱に 戻る 解熱日	平熱 1 日目	平熱 2 日目	可能日 登校	
6 日間 発熱	発症 熱あり 出席停止	熱 あり	熱 あり	熱 あり	熱 あり	熱 あり	平熱に 戻る 解熱日	平熱 1 日目	平熱 2 日目	可能日 登校

※ 発症日とは、基本 37.5 度以上の発熱があり検査を受けてインフルエンザと診断された日とする。  
しかし、発熱後すぐに受診できなかった場合は、主治医（かかった医者）に判断してもらう。

✂ 切り取り線

## 登 校 報 告 書

町田市立南成瀬小学校長 様

\_\_\_\_年\_\_組 児童名\_\_\_\_\_

医師より、下記診断をうけ、\_\_月\_\_日(\_\_\_\_)から\_\_月\_\_日(\_\_\_\_)まで、欠席しましたが、感染のおそれがないと認められましたので、\_\_月\_\_日(\_\_\_\_)より登校します。

かかった医療機関名：( \_\_\_\_\_ )

診断名：(診断名に○つけ、もしくは記入をしてください)

**インフルエンザ** ( A・B ←わかる場合は○をつけます )

**感染性胃腸炎・その他** ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日                      保護者名\_\_\_\_\_ 印

※ この報告に医師の証明書は不要です。保護者の方が記入してください。

※ 学校保健安全法施行規則 第十九条により

インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあたっては、  
発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで 出席停止です。

**学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準 2012. 4. 1**

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	<u>百日咳</u>	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	<u>麻疹（はしか）</u>	解熱した後三日を経過するまで
	<u>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</u>	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	<u>風しん（三日ばしか）</u>	発疹が消失するまで
	<u>水痘（水ぼうそう）</u>	全ての発疹が痂皮化するまで
	<u>咽頭結膜熱（プール熱）</u>	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 <u>流行性角結膜炎</u> 、 <u>急性出血性結膜炎</u> その他の感染症の例 <u>溶連菌感染症</u> 、 <u>ウイルス性肝炎</u> 、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

学校保健安全法施行規則第19条

※ 町田市 医師による登校許可証が必要な10疾病 \_\_\_\_\_

※ \_\_\_\_\_ は、2012年4月変更